

令和4年度 第2回三条市環境審議会会議録

- 1 日 時 令和4年10月31日(月)午後2時00分～3時20分
2 場 所 三条市役所 4階 全員協議会室
3 出席委員 渡邊誠介 近藤雄介 林八寿子 高橋由紀子 田中修作
土田栄林 米田和広 上村康司 大沢昌一郎 川崎光枝
内藤一恵 長谷川正樹

(以上12名)

(欠席委員 名古屋金市 熊倉睦)

- 4 市出席者 上原市民部長 五十嵐環境課長 長谷部環境課長補佐
佐藤環境政策担当主査 西川環境衛生係長
坂上生活安全・交通係長 目黒ごみ減量係長 阿保主任
江口主事

5 傍聴者 なし

6 報道機関 なし

7 会議概要

(1) 開会

(2) 議事

ア 第3次環境基本計画骨子案について

事務局から、資料No. 1により説明あり

資料No. 2については説明省略

長谷川委員： 資料No. 2の1ページ「市役所が市民・事業者の取組の模範となり、環境に配慮した行動変容を促す。」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか。

五十嵐課長： 令和4年度から公共施設において三条保内発電所で発電された電力を導入しており、令和5年度以降も引き続き導入する予定である。

長谷川委員： 市民の模範ということであれば、三条市役所の屋上に太陽光パネルを設置し、庁舎で使用することや休日は蓄電し使用するなどの積極的な事業が模範となる取組と言えるのではないかと。

五十嵐課長： どのような行動が環境にやさしい行動につながるのか、市民に対してパンフレットを作成し、促していく予定である。その中で、太陽光発電や風力だけではなく、木質バイオマス発電のような再生可能エネルギーについても周知を図っていきたい。

長谷川委員： 三条市では公用車として電気自動車は導入されているのか。

五十嵐課長： 現在、公用車として電気自動車は使用していない。将来的には、財政面を考慮した中で検討していきたい。

内藤委員： 各家庭においても省エネに対する取組が必要であると思うが、住宅に対する促しはどのように行っていくのか。

五十嵐課長： 住宅に関しては、ZEH や ZEB といった技術があるが、推進するために市が補助金を出すことは難しい。市民啓発のパンフレットに取組及び効果を紹介するなどして、意識啓発を促していきたい。

高橋委員： 事業者はサプライチェーンの中でも脱炭素が望まれている中で、企業活動を盛んにしつつ環境に配慮しているということを三条市が示すことは意義があるのではないか。

五十嵐課長： 当市はものづくりのまちであり、事業者へどう脱炭素を求めていくかは重要であるが、脱炭素を進めるために設備導入などの投資は、企業にとって足かせとなっていく部分もある。しかし、この取組自体が足かせでなく武器になるということを企業側にしっかり周知していきたい。

まずは、取組を希望する企業やどのように取り組んだらよいかわからない企業に対して、どう進めていけばよいか分かるようなセミナー等を行ってきたい。

高橋委員： 国は 2030 年を一つの目標としているが、世界はもっと進んでいる。早く取組を行わないと足切りされる可能性があることから、積極的に行った方がよいと考える。

渡邊会長： 新潟県版 J クレジットの事例は森林についての取組が多い。その他ものづくり等の取組について、出席されている県職員から意見や助言をいただきたい。

大沢委員 : 企業は利益を第一に考えられると思う。倒産してしまっただろうしようもないので、難しいところである。

渡邊会長 : 環境省が SDGs 関連として 30by30 (陸地も海も 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標) の取組の中で、陸地が 10%足りていない。国定公園は厳しい規制があり守られているが、その他の地域でも生物多様性を担保する目的で OECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域) という施策がある。例えば森林整備によって、Jクレジットと OECM を合わせて行い、三条版として生物多様性及び脱炭素の新たな取組を行えたらよいと思う。

五十嵐課長 : 名古屋委員にお伝えした中で、この計画でどう反映できるか検討していきたい。

米田委員 : 新潟県版 Jクレジットは森林事業のみを対象としている。企業が行う取組は国の Jクレジット制度を活用することとなる。森林経営を行うことは、生物多様性や防災に関する強度といった森林の多面性の維持に貢献する施策であることから、Jクレを活用しながら森林保全を行うことは前向きに検討してほしい。

資料 No. 2 の 5 ページの「取組状況と課題」の中で、間伐材を活用する以前に、間伐材の安定的な確保が課題と指摘されている。それに対して、6 ページ「想定される主な取組」の新規事業として、「間伐材、林地残材の活用」を取組としてあげている。林業を経営して生まれてきた材をどう利用するかではなく、森林の経営を行い、いかに材を生み出すのかが課題なのであれば、5 ページの中に記載が必要なのではないか。

五十嵐課長 : 間伐材の安定的な確保は課題となっているが、出口としてどのように活用していくかが一番の課題であることから、6 ページの「想定される主な取組」の中に、「間伐材、林地残材の活用」を記載した。入口と出口の両方を課題としてとらえるのであれば、入口対する課題を整理した中で、ご指摘の点を整理していきたい。

米田委員 : 1 ページ目の脱炭素について、CO2 排出量の割合を見ると、新潟県における産業分野での排出量は約 4 分の 1 程度となっている。それに対し、三条市では約 4 割を占めており、非常に産業の割合が高い。加えて、産業分野は、7~8 割を大企業の排出が占め

ているにも関わらず、三条市では、大企業が占める割合が1割程度しかない。つまり、中小事業者が脱炭素に向かって取り組んで行く施策を考えることが非常に重要なことである。中小事業者が脱炭素に向かうに当たり、想定される取組として、再エネの活用を促すことも重要だが、省エネを促すということも必要である。省エネによって、再エネの量が少なくて済み、コスト的な効果も十分考えられる。

現在の三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に省エネの支援として、事業者に対して優位な取組の情報提供が記載されている。商工会議所や信用金庫などと協力し、中小事業者に促していけばコストをかけず行えるのではないか。また、既存の補助金の要件に脱炭素に対する取組みを追加することで、新たな財源を生む必要なく、今の取組の中に脱炭素の効果を加えることで気づきを促すことができるのではないか。

五十嵐課長： 省エネの取組は企業の脱炭素に有益であることから、どのように記載したらよいかについて検討する。

米田委員： 8ページ目について、新規取組として食ロス削減の意識啓発が記載されている。7ページ取組現状と課題で記載がない。新規事業として取り組むのであれば、何らかの課題を明確に記載した方がよいのではないか。

五十嵐課長： 食ロスの削減に関しては、令和2年度から取り組んでおり、今回の計画に合わせて記載したものである。課題についても記載したい。

田中委員： 空き家はどこの地区でも問題になっている。自治会では住んでいた方が亡くなった後、親族等の把握ができない。市では空き家に対してセミナーや補助金を行っているが、空き家の所有者に文書等は送っているのか。

五十嵐課長： 空き家の所有者には文書を送っている。

近藤副会長： 空き家を取り壊すために費用がかかり、更地にすると固定資産税の税率が上がる。そのため、相続しても費用がかかることから、いらぬという話になる。7.13 水害後に空き地は増えたが、土地を買って家を建てる人はほとんどいなくなった。市として何らか

の対策をしてほしい。

川崎委員 : 空き家対策についてであるが、大崎地区に立派な空き家があり、地域おこし協力隊が、何とかしたいと公開していた。見学者が少なかったようだが、自治会長など周囲が協力することはできないのか。隣近所でも、空き家を公開していることを知らないのではないか。

また、空き家となった際に、具体的にどうしたらよいか周知しておくことができれば、行動しやすいのではないか。

五十嵐課長 : 市では通報によって空き家の存在を知ることから、自治会と連携し、全体として把握していく等の取組を検討している。地域と連携した空き家対策を行っていきたい。

近藤副会長 : 市で把握している空き家の数はどのくらいか。

五十嵐課長 : 特定空き家（危険な状態な空き家）として把握しているのは、約 100 件である。空き家の全数を把握することで、利活用や除却に分けられると思うので、地域の方と連携して把握を進めていきたい。

田中委員 : 2～3か月前に市の職員が空き家の調査をしていた。どのように朽ちていくかを調査しているのだろうか。

五十嵐課長 : 市として全数把握のために調査を行うことはない。通報により危険な状態を確認するために調査を行ったか、空き家解体補助金の申請があると、解体に足るものであるかの調査判定を行う必要があるため、そのどちらかと考えられる。

内藤委員 : 空き家を解体するとその後の雑草や雪が問題となるために積極的に壊せない状況がある。そのあたりのフォローも必要なのでは。

渡邊会長 : 庭を少し掘り込み透水性を高めることで、都市全体の給水機能を高める雨庭という取組がある。多少の工事で実施できることから、透水性を高めるような更地にすることで、地域の安全面を高めるといふ政策も検討してみるとよいのではないか。

長谷川委員 : 横町の火災のため更地にした。3年間は固定資産税が減免され

たが、その後の固定資産税は上がっている。市への寄付も断られ、買い手のない状態が続いている。更地にすることで固定資産税が増えることから、解体を躊躇する人がいると思うが、固定資産税を減らす取組はできないのか。

渡邊会長 : 三条市が独自で固定資産税を減らすことは難しいと思うが、県内の他市町村や県と一丸となって国に要望していったらどうか。

五十嵐課長 : 県内においては、危険な状態の空き家を解体した場合に限り、固定資産税を2年間減免するという市町村が出てきた。

危険な空き家を除却した場合の固定資産税の減免については、検討中である。今年の5月から特命空き家仕事人が空き家の利活用を進めているところであるので、個別にご相談をお願いしたい。

長谷川委員 : 資料 No. 2 の2 ページ目に既存施設の有効活用についての記載があるが、どのような取組を考えているのか。

五十嵐課長 : 建設課の所管であるが、公園ごとにどのようなニーズがあるか把握すること、経年劣化したものを一律に同じ状態に戻すのではなく、地域の声に合わせた修繕を行うことを考えている。

長谷川委員 : 今までの公園は全年齢層を対象とした公園であった。ファミリー向け、若者向け、中高年向けといったようにターゲットを絞って公園の整備を行ってはどうか。

また、公園は自然環境において重要な場であることから、建設課に任せるのではなく、環境課とタイアップした公園を作り、管理維持を一緒に行ってはどうか。

五十嵐課長 : 自然の多い公園については連携を図るなど、場所によって検討できるところもあるかもしれない。

米田委員 : 資料 No. 2 の2 ページ目について、現状と課題のところに里山環境が保全されないことで生じる課題が上げられているが、自然環境に対する影響についても記載した方がよいのではないか。例えば、里山が保全されないことによって、イヌワシのえさ場でウサギや鼠が取りにくくなるとか、サルやイノシシによる農業被害など自然環境の課題も洗い出した上で、取組の重要性を上げるのも重要なことではないか。

五十嵐課長： 指摘を踏まえ、課題と取組の整理を行いたい。

土田委員： 資料 No. 2 の 1 ページ目について、市役所で保内の木質バイオマス発電所の再生可能エネルギーを使用しているとの説明があったが、どのくらいの割合で利用しているのか。

西川係長： 低圧電力を使用している公共施設 102 施設のうち、16 施設で利用している。

土田委員： 太陽光発電や電気自動車の取組について、費用が掛かる事業の実施は難しいようだが、環境施策はどのくらいの予算規模で行われている事業なのか。

五十嵐課長： 公共施設の再生可能エネルギー導入については、各施設の電気代として支払っており、環境施策としての予算は計上していない。
予算がかかる事業は行わないと言っているわけではなく、費用と効果を見た中で検討していきたい。

土田委員： 5 ページ目の中で、林業の担い手不足から間伐材等の安定的な確保が課題とあるが、入口と出口だけでなく、真ん中にいる後継者をどう育てるのか。林業に魅力があれば後継者問題の対策にもつながっていくと思う。森林経営どころか、林道が荒れており、山に入っていけない状況であるが、それらの問題も含めどのように捉えているのか。

五十嵐課長： 木質バイオマス発電や J クレジットの取組を進めることで、林業の仕事が増え、担い手である南蒲森林組合の人間も増えていくと想定している。入口と出口の対策を行うことが真ん中の後継者対策につながると考えている。

長谷川委員： 資料 No. 2 の 4 ページについて、子どもに対する環境教育について、小学生についての記載はあるが、中学生についての取組がない。体験型環境教育についても屋外で行う講座は小学生を対象にしているようだが、小学生だけでなく、中学生についても環境教育を行ってほしい。

土田委員： 省エネ、再エネについては、社会、理科、技術家庭科の授業で

行っている。小学校では、生活や総合時間などで、校外学習に出ることもあると思うが、中学生の場合は、キャリア教育等もあり、取り組む時間を確保できない。

学校を上げて SDGs に取り組む学校もあり、各学校が教育課程の中で何に重点を置くかによる。大変意義のある学習内容であるが、授業の中での取組が基本となる。

長谷川委員： 里山についての講座で、小学生とその保護者を対象としているが、中学生、高校生に向けた環境学習は行わないのか。

五十嵐課長： 中学生以上は忙しいと思っており、対象としていなかった。教育委員会と検討したい。

高橋委員： 情報発信についての取組であれば、費用を掛けずに行えるのではないか。

五十嵐課長： 情報発信については、三条市として取り組んでいるところであることから、ご指摘の点も踏まえ積極的に行っていく。

川崎委員： 一人暮らしの方が山を所有していても管理することができない。山の管理についてはどこに相談したらよいのか。

五十嵐課長： 南蒲原森林組合や農林課へ直接相談していただきたい。

土田委員： 間伐材の安定的な確保が課題とあったが、所有する山林の間伐材を利用してほしいとの思いは多数あると思う。例えば市が窓口となり集約し、利益として還元していったらどうか。安定的な確保が課題なのであれば、どこかに窓口があることで、道が開けるのではないか。

五十嵐課長： 三条市内の林業事業者である南蒲原森林組合とよつば森林組合が窓口である。

渡邊会長： 学生が中山間地に山菜を取りに行くが入山禁止と書いてある。料金を払ってもよいから山林を利用したいと希望があれば、オーナーとユーザーがマッチングできるとよい。山林のオーナーが誰かがわからないと林業事業者以外の山林の活用は難しい。

イ 今後のスケジュールについて
事務局から、資料 No. 3 により説明あり

(3) 閉会